

# 公益通報及び公益通報に関する相談の窓口について

## 明海大学における公益通報及び公益通報に関する相談への対応について

明海大学は、法令もしくは学内諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為の早期発見及び是正を図ることを目的として、「学校法人明海大学公益通報等に関する規程」を制定し、当該規程に基づき、公益通報及び公益通報に関する相談窓口を設置しています。

### 1. 設置の目的

公益通報者保護法に基づき、学校法人明海大学（以下「本法人」という。）が公益通報に対応する仕組みを整備し、これを適切に運用するために必要な事項を定めることにより、通報者及び相談者の保護を徹底し、もって法令もしくは学内諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為の早期発見及び是正を図るとともに、本法人の健全な経営と教育研究体制の維持及び発展に資することを目的としています。

### 2. 利用者の範囲

本法人と雇用関係にある職員（派遣契約等の契約に基づき本法人の業務に従事する者を含む。）、当該通報の日前 1 年以内に本法人と雇用関係にあった職員及び本法人の取引業者の労働者（以下「職員等」という。）並びに本法人の役員

### 3. 通報・相談の内容

本法人の業務に関し、法令若しくは学内諸規程に違反する行為が生じ、又は生じようとしている事実。また公益通報に係る相談とは、公益通報処理の仕組み及び通報対象事実に該当するか否かの確認等に関する質問及び相談

### 4. 通報・相談の方法

通報・相談窓口に対し、自らの氏名及び連絡先を明らかにした上で、又は匿名にて通報・相談内容について電話、ファクシミリ、電子メール、郵送又は口頭のいずれかの方法により、これを行うことができます。

※1 匿名による通報・相談の場合、通報者との連絡がつかず十分な調査ができないなど  
顕名による通報と同様の対応が難しい場合も考えられますので、例えば、個人が特  
定できないメールアドレスの利用などもご検討ください。なお、匿名の場合、通報  
の受付、調査結果、是正措置の内容又は是正措置の結果に関する通知は行っており  
ませんので、予めご了承ください。

※2 専用様式(Excel、PDF)への記入による通報・相談を希望する場合は、専用様式を  
電子メールで返信又は郵送いたしますのでお申し出ください。

通報・相談窓口は以下の通りです。

#### (職員等の利用者窓口①)

明海大学 総務部 浦安キャンパス庶務課

郵送先 〒279-8550 千葉県浦安市明海1丁目 通報・相談窓口担当者宛

電話番号：047-350-4990 (『通報・相談窓口担当者』とご指定下さい。)

FAX：047-355-5420 通報・相談窓口担当者宛

e-mail：[kouek-2@meikai.ac.jp](mailto:kouek-2@meikai.ac.jp)

#### (職員等の利用者窓口②)

明海大学 総務部 歯学部庶務課

郵送先 〒350-0283 埼玉県坂戸市けやき台1番1号 通報・相談窓口担当者宛

電話番号：049-279-1198 (『通報・相談窓口担当者』とご指定下さい。)

FAX：049-286-0294 通報・相談窓口担当者宛

e-mail：[koueki@dent.meikai.ac.jp](mailto:koueki@dent.meikai.ac.jp)

#### (全ての利用者窓口)

学校法人明海大学 監査・評価室

郵送先 〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-38-2 通報・相談窓口担当者宛

電話番号：03-3375-9588 (『通報・相談窓口担当者』とご指定下さい。)

FAX：03-3375-5857 通報・相談窓口担当者宛

e-mail：[koueki-1@meikai.ac.jp](mailto:koueki-1@meikai.ac.jp)

## 5. 通報者の保護

「学校法人明海大学公益通報等に関する規程」において、次のとおり通報者等の保護を  
規定しています。

(1) 本法人は、公益通報等を行ったことを理由として、当該通報者に対する解雇はこ

れを無効とし、降格、減給、配置転換、嫌がらせ等その他不利益な取扱い等を行って  
てはならない。

- (2) 本法人、職員等及び役員は、調査協力者に対して、調査に協力したことを理由として、不利益な扱いを行ってはならない。